

未成年者に対する禁煙教育に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月二十一日

上野通子

参議院議長 西岡武夫 殿



未成年者に対する禁煙教育に関する質問主意書

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）が平成十七年二月に発効し、諸外国では、国民の健康増進を図るため喫煙規制が進んでいる。喫煙者に対する喫煙規制より前に、未成年者に対する禁煙教育が重要だと考えられることから、以下のとおり質問する。

- 一　満二十歳未満の者の喫煙を禁止する未成年者喫煙禁止法の所管省庁を示されたい。
- 二　未成年者喫煙禁止法は、親権者やその他の監督者、未成年者に煙草を販売・供与した者に罰則を科すことを定めている。同法違反による近年の検察庁受理件数と起訴件数を示されたい。
- 三　未成年者の喫煙を知りつつ制止しなかつた親権者等は料料に処せられるが、同様に監督責任のある学校・教師は処罰の対象となるか示されたい。
- 四　喫煙者に対する喫煙規制より前に、未成年者に対する禁煙教育の強化が必要であると考えるが、政府の今後の方針について明らかにされたい。

右質問する。

